

# 一条小学校 いじめ防止 基本方針

徳島県阿波市立一条小学校

令和7年 9月 1日 決議

令和7年 9月12日 改定

## 1 はじめに

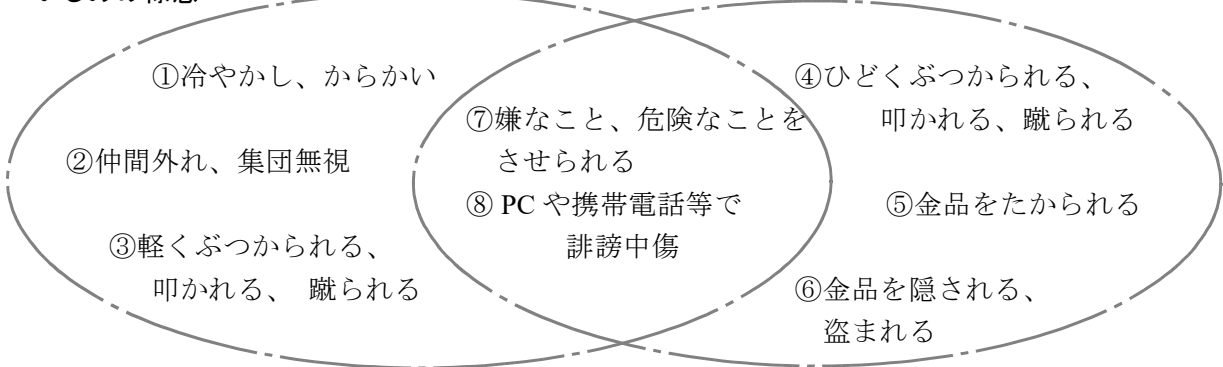
いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権侵害行為です。学校はすべての子どもたちが安心して生活し、共に学びあえる環境をつくっていくことが求められています。いじめは決して許されないことであるとともに、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。」ことを十分に認識して、教職員だけでなく、すべての関係者が連携して取り組む必要があります。特に学校にあっては、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期発見、早期解消に取り組まなければなりません。この度、平成29年3月に国が「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定を行いました。それに基づいて、令和7年2月に「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめの未然防止を迅速かつ強力に進めるよう再度明示されました。

これらのことを踏まえ、ここに一条小学校のいじめ防止基本方針（改定版）を示します。

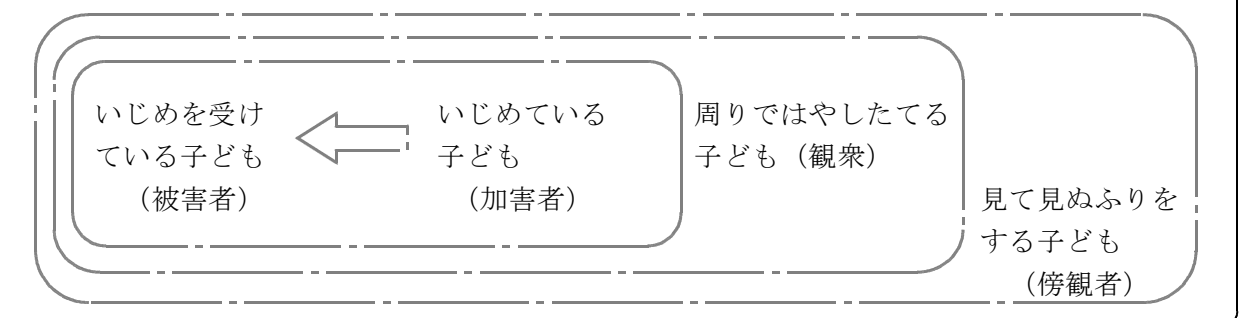
### いじめの定義……

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

### いじめの様態……



### いじめの構造……



## 2 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ対策委員会（常時）

#### ① 組織の構成

管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、教育相談コーディネーター、児童と関わりのある教職員、児童が相談しやすい教職員等にも協力を得る。また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、SC 等の助言を得る。

#### ② 役割・内容

次の事柄について計画、提案し、全教職員の共通理解のもと実施するとともに、その評価（有効性の検証）を行い、基本方針の見直しを図る。

- いじめ事案の未然の防止から対応に至る直接的な行動計画（防止、早期発見、対処）
- 教職員の資質向上のための校内研修
- 教育課程の中の取り組み
- いじめの相談・通報の窓口

### (2) 重大事態調査委員会（臨時）【詳細は別紙：「重大事態への対応マニュアル」に記載】

重大事態の発生時、阿波市教育委員会の指導・助言のもと、学校長が必要と判断した場合に招請する。

#### 重大事態とは……

児童や保護者からいじめが原因で、

- ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日を目安）の事態に至ったという申し立てがあったとき

#### ① 構成員

いじめ対策委員会に加え、専門的知識及び経験を有し、当該調査の公平性・中立性を確保できる第三者を数名加える。（青少年育成センター、警察署等）

#### ② 役割・内容

- 重大事態の事実関係の調査
- 調査により明らかとなった情報（経過報告と事実関係）の提供  
※関係者の個人情報に十分配慮すること。
- 調査結果を学校設置者に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置の指示

## 3 「未然の防止」「早期発見」のための取組

### (1) 未然の防止について

根本的ないじめの問題克服のためには、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換が重要である。そこで本校では、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となり継続的に以下のような取組を実施する。

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持ち、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 全ての児童が心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ③ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑤ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑥ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑦ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払い、指導に当たる。
- ⑧ インターネット上に他人の誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑨ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、地域の人々との交流、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む。それとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ⑩ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑪ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑫ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑬ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。
- ⑭ 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・青少年育成センター・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。

## (2) 早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての教職員が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきづらく、判断しづらい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切な関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するものとする。

- ① 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊びなどに注意を払い、児童のささいな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有し、速やかに対応する。
- ② 気になる変化や行為については、「いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように」などを簡

単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく。

- ③ 全児童を対象に、各学期に1度、いじめに関するアンケートを実施するとともに、日記の記述や日頃の会話などから児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知についてはいじめ対策委員会において組織的に判断する。
- ④ いじめの把握にあたっては、学級担任、TT 担当教諭、学年主任等に加えて、養護教諭、生徒指導担当教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等、学校内の専門家との連携に努める。特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- ⑤ 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- ⑥ 教育相談体制を整える。
  - ア 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
  - イ 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
  - ウ 児童のアンケートや夏休みに実施している保護者との個人懇談などから情報を集め、積極的な教育相談に努める。
  - エ 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校カウンセラーをはじめ学校内外の多様な相談窓口について広報・周知に努める。
- ⑦ いじめについての訴えや情報があつた時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査する。

#### 4 教職員の資質向上のための取組

- (1) 4月に児童理解についての校内研修をとり、前年度までの指導からの継続性をもたせるとともに、全ての教職員がいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関して話し合い、多面的に情報交換を行い、共通理解を図る。
- (2) 校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。
- (3) いじめの防止のためにも、すべての児童が活躍できるための授業改善がなされるよう、公開授業を行い互いの授業を参観し合う機会を校内研修に位置づけ実施する。
- (4) いじめのアンケート調査を詳細に分析し指導に生かす。
- (5) スマートフォンやインターネットに関する校内研修を実施して、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

#### 5 「いじめ事案についての対応・措置」のための取組

- (1) いじめ事案の対応について
  - ① いじめの兆候やいじめの疑いがあるような行為が発見された場合、管理職の指示のもと、全教職員や当該児童の友人、保護者等からの情報収集を通じて、事実関係を正確に調査する。
  - ② いじめ対策委員会がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
  - ③ いじめと判断した場合は、速やかに阿波市教育委員会に報告するとともに、迅速に問題の解決にあたる。
  - ④ 問題の解決にあたっては、被害児童を徹底して全力で守りぬくことを最優先とし、加害児童の指導など組織的な対応をとるとともに、随時保護者と連携を図る。
  - ⑤ いじめを認識し傍観していた児童に対しても、個別指導や学級活動などの全体指導を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を養う。

- ⑥ 学校単独では対応が困難であると判断した場合は、阿波市教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて外部の専門機関に援助を求める。
- ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑧ いじめを行った児童に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも着目し、当該児童の安心・安全に配慮するとともに健全な人格の発達を促すため、必要に応じて専門的見地からの分析・助言等を踏まえ、指導を行う。また、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、毅然とした対応をとる。

## (2) 重大事態への対応について

- ① 阿波市教育委員会の指導・助言のもと、連携して対応にあたる。
- ② 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。校長は、重大事態調査委員会を設置、招集する。
- ③ 重大事態調査委員会で、当該児童やその在籍する学級の児童などからの聞き取り、全校的なアンケートなど、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すること。
  - ※ たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。
  - ※ それまでに先行して調査している内容についても、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - ※ 調査によって明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で経過報告をする。
  - ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。
  - ※ 得られたアンケート結果は、いじめられた児童やその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を PTA 役員会や保護者会等で説明しておく。
- ⑤ 調査結果を阿波市教育委員会に報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

## (3) いじめの解消状態について

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、一定期間を超えても再発する可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① いじめに該当する行為が解消されている状態が、少なくとも3か月間続いている。なお、いじめ対策委員会において、より長期的な期間を設定することができる。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施し、確認する。

## 6 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。

- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

## 7 保護者・関係機関との連携

- (1) 一条小いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で児童、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- (2) PTA 役員会・総会や吉野町子どもを守る会などで、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。
- (3) 家庭や地域社会と連携して、PTA や地域全体でいじめを許さないという姿勢を示すとともに、必要に応じて警察や青少年育成センター、児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- (4) 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- (5) 生命または身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- (6) ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

## 8 年間計画(いじめ防止プログラム)

### ○年間目標

- ・いじめは、どの子どもにもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・教職員や児童生徒が、学校内でのルールの検討や行事運営、運営啓発活動を通して、よりよい学校づくりを進めていく意識を醸成する。

|     | 内 容                                                                     | 対 象 者                                    | 担 当                                 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------|
| 4月  | ○第1回いじめ対策委員会<br>・基本方針の共通理解<br>○第1学期始業式、入学式<br>・指導体制や指導計画の公表・周知<br>○家庭訪問 | 教職員<br><br>教職員・児童・保護者<br><br>児童（全学年）・保護者 | 生徒指導主任<br><br>教頭・人権教育主任<br><br>教務主任 |
| 5月  | ○校内研修<br>・児童の状況についての共通理解<br>○PTA 総会<br>○ふれあい班旗づくり集会<br>○運動会             | 教職員<br><br>保護者<br>児童（全学年）<br>児童（全学年）     | 研修主任<br><br>教頭<br>特別活動主任<br>体育主任    |
| 6月  | ○地域・関係機関との連携<br>・「吉野町子どもを守る会」                                           | 児童（全学年）<br>教職員・関係諸機関                     | 教務主任<br>教頭                          |
| 7月  | ○第1回アンケート実施<br>○防犯避難訓練<br>○個人懇談                                         | 児童（全学年）<br>教職員・児童（全学年）<br>保護者（全学年）       | 生徒指導主任<br>安全主任<br>教務主任              |
| 8月  | ○第2回いじめ対策委員会<br>・1学期の対応（アンケート・面談を含む）の評価と今後の取り組み                         | 教職員                                      | 生徒指導主任                              |
| 9月  | ○第2学期始業式<br>○校内研修<br>・「いじめ」をテーマにした授業実践                                  | 児童（全学年）・教職員<br>教職員                       | 教頭・生徒指導主任<br>研修主任                   |
| 10月 | ○修学旅行                                                                   | 児童（6学年）                                  | 6年担任                                |

|     |                                                                  |                                                      |                                     |
|-----|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 月   | ○児童会活動<br>・委員会による啓発等                                             | 児童（全学年）                                              | 各委員会担当                              |
| 11月 | ○ふれあい班別オリエンテーリング                                                 | 児童（全学年）                                              | 教頭・特別活動主任                           |
| 12月 | ○第2回アンケート実施<br>○ふれあい班別ピカピカ集会                                     | 児童（全学年）<br>児童（全学年）                                   | 教務主任<br>環境教育主任                      |
| 1月  | ○第3学期始業式<br>○第3回いじめ対策委員会<br>・2学期の対応（アンケート・面談を含む）の評価と今後の取り組み      | 児童（全学年）・教職員<br>教職員                                   | 教頭・生徒指導主任<br>生徒指導主任                 |
| 2月  | ○道徳・人権学習発表会<br>○学校評価アンケート<br>○ふれあい班別なわとび集会<br>○第3回アンケート実施        | 児童（全学年）・保護者<br>児童（全学年）・保護者・教職員<br>児童（全学年）<br>児童（全学年） | 教頭・人権教育主任<br>教頭<br>体育主任<br>生徒指導主任   |
| 3月  | ○校内研修<br>・年度末の評価、基本方針の見直し<br>・次年度担当への引き継ぎ事項のまとめ<br>○こども園・中学校との連携 | 教職員<br><br>教職員                                       | 研修主任<br><br>1年・6年担任<br>特別支援コーディネーター |

【参考】

○こどもたちを”いじめ”から守りぬくために（リーフレット）

徳島県教育委員会 健全な成長をめざす生徒指導の在り方検討委員会プロジェクトチーム

○生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくりー『学校いじめ防止基本方針』策定Q & Aー」

○いじめ防止等のための基本方針（文科省）

○徳島県いじめの防止等のための基本的な方針

○阿波市いじめ防止対策基本方針

など